

公共図書館部会に関する規程

平成 5. 6. 25 全面改正

平成 13. 5. 24 一部改正

平成 19. 5. 30 一部改正

(名称)

第 1 条 この会は、長野県図書館協会公共図書館部会（以下「部会」という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 部会の事務局は、県立長野図書館内に置く。

(事業)

第 3 条 部会の事業は、長野県図書館協会（以下「本会」という。）会則第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 図書館職員の研修
- (2) 図書館の調査、研究及び資料の作成
- (3) その他必要と認められる事業

(部会の構成)

第 4 条 部会は、本会の会員である公共図書館及び加入を希望する公民館図書部（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第 5 条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 幹事

(幹事の選出)

第 6 条 幹事は、北信・中信・南信・東信の各地区部会員の長の中から互選によりそれぞれ 2 名を選出し事務局のある県立長野図書館の中から 1 名を選出する。

(部会長及び副部会長の選出)

第 7 条 部会長及び副部会長は、幹事会において幹事互選により選出し、総会において承認を得る。

(役員の仕事)

第 8 条 部会長は、部会を代表し会務を統括する。また、本会会則第 11 条第 2 号の規定により本会の理事を兼ねる。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する順序によりその職務を代行する。
- 3 部会長、副部会長全員に事故あるときは、次の部会長が選出されるまでの間、部会長であった図書館長の後任者が部会長の任に当たる。
- 4 幹事は、各地区部会員との連絡調整をとり部会の運営に当たる。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 10 条 会議は、総会及び幹事会とし、部会長が召集する。

- 2 総会は、年 1 回開く。ただし、部会長又は幹事の過半数が必要と認める時は、臨時総会を開く。
- 3 総会は、事業計画、予算、決算等の承認、その他必要な事項を審議決定する。
- 4 幹事会は、事業計画案の作成及び事業の執行等について審議する。

(分担金)

第 11 条 部会員は、分担金（別に定める額）を負担する。

- 2 分担金は、毎年 5 月末日までに本会へ納入する。

附則

- 1 この規程は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 従前の「公共図書館部会に関する規程」は廃止する。

附則

この規程は、平成 13 年 5 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、平成 19 年 5 月 30 日から施行する。